

岩手県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和4年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 岩手河川国道事務所管内
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年4月28日から同年12月16日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ測深